

令和8年度前橋市住宅リフォーム補助金交付要項

令和8年4月1日から適用

取扱担当課 前橋市役所建築住宅課（8階）	電話 898-6833（直通） 224-1111（内線3833）
-------------------------	-------------------------------------

交付目的	前橋市内の施工業者に依頼して行う住宅リフォーム工事に対し、補助金を交付することにより、住宅環境の向上と地域経済の活性化を図ることを目的とします。
内容	<p>対象の住宅</p> <p>対象となる住宅は、次のすべてに該当する住宅とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 築20年以上<sup>*1</sup>経過している自己居住用の住宅<sup>*2</sup></li> <li>2 過去に前橋市住宅リフォーム補助金を受けていない住宅             <ul style="list-style-type: none"> <li>※1 建築年が平成18年以前の住宅を対象とします。</li> <li>※2 戸建て住宅のほか店舗等併用住宅は住宅部分、マンション等の共同住宅は個人専有部分とします。</li> </ul> </li> </ol> <p>【注】ここでいう住宅とは、完全に区画された建物で、「1つ以上の居住室があり、専用の炊事用流し（台所）、トイレ、専用の出入口」の4つの要件を満たしている、「1つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」ように建築された建物とします。</p> <p>補助対象者</p> <p>補助対象者は、次のすべてに該当する個人とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請及び着工前に前橋市役所建築住宅課に申込みを行なった方</li> <li>2 改修する住宅の所有者またはそのご家族<sup>*1</sup>で、かつ、その住宅に居住（住民登録）している成人の方             <ul style="list-style-type: none"> <li>※1 関係性がわかる資料を求める場合があります。</li> </ul> </li> <li>3 市税の未納がない方</li> <li>4 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。</li> <li>(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。</li> <li>(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。</li> <li>(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。</li> <li>(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。</li> <li>(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。</li> <li>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。</li> <li>(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。</li> </ol> </li> </ol>

	対象の工事	<p>対象となる工事は、次のすべてに該当する工事とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建物の外壁や屋根ならびに建物本体にかかる改修や修繕工事</li> <li>2 前橋市内の業者が行う、対象工事費が税抜き20万円（税込み22万円）以上の工事</li> </ol> <p>※ 前橋市内の住所表記で見積書、領収書を発行できる業者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 未着工の工事で、令和9年2月26日（金）までに実績報告書の提出ができる工事</li> <li>4 国または本市等が実施する他の補助金を受けていない工事</li> </ol>
	対象外の工事	別紙 対象工事判別表参照
	交付金額	<p>交付金額は、対象となる工事費用*の3分の1以内で上限10万円とします。</p> <p>※ 消費税及び地方消費税を除いた費用を対象費用とし、1,000円未満の端数は切り捨てとします。</p>
	交付回数	補助金の交付は1住宅当たり1回限りとします。
	交付条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</li> <li>2 補助対象者は、実地調査及び補助事業の遂行に関する報告に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</li> </ol>
交付 手 続 等	申込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象者は、令和8年5月11日（月）から同年6月10日（水）までに専用のフォームで申込みを行ってください。</li> <li>2 申込みを行った住宅を建築年の古い順から600件を対象とします。該当者には補助金交付申請書を郵送します。</li> </ol>
	交付申請の方法	<p>申込みにより該当となった補助対象者（以下「申請者」という。）は、工事開始前に次の書類を提出してください。最終の受付は、令和8年12月18日（金）までとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号）</li> <li>(2) 改修する住宅の所在と種類ならびに建築年が分かるものの写し ※令和8年度固定資産税課税明細書、土地・家屋名寄帳等・建物登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）</li> <li>(3) 申請者が改修する住宅に居住（住民登録）していることが分かるものの写し ※住民票、マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証等の公的証明書</li> <li>(4) 工事見積書の写し（工事内容と費用の内訳が分かるもの） ※見積書記載の業者住所が前橋市内であるもの ※国または本市等の他の補助金を申請する場合は、その補助金の対象となる部分が見積書の写し</li> <li>(5) 改修する家の全景と工事場所の写真（工事前、後） ※撮影日を記入すること。 ※カラーで鮮明なもの</li> </ol>
	交付決定	<p>申請書類等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額等を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知します。</p> <p>※ 補助金額は見積書の金額で決定するため、申請後の増額変更は</p>

		できません。ただし、支払額が見積書の金額より減額になった場合は、補助金額は減額になります。
	変更申請の方法	<p>1 契約の相手方を変更した場合や大幅に工事の内容を変更した場合は、遅滞なく次の書類を提出してください。</p> <p>(1) 変更承認申請書（様式第3号）</p> <p>(2) 変更後の工事見積書の写し</p> <p>2 変更承認申請書類等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額等を決定し変更承認通知書（様式第4号）を申請者に通知します。</p>
実績報告等	実績報告書の提出	<p>1 申請者は、工事完了日または領収書が発行された日から30日以内に次の書類を提出してください。最終の提出期限は令和9年2月26日（金）とします。</p> <p>(1) 実績報告書（様式第5号）</p> <p>(2) 施工業者が発行する工事領収書の写し</p> <p>※ 領収書記載の業者住所が前橋市内であるもの</p> <p>※ 金融機関の振込受付書など、業者住所および業者名が記載されていないものは不可とします。</p> <p>※ 領収金額が税抜き20万円（税込み22万円）以上のもの</p> <p>(3) 工事完了箇所の写真（工事前、後）（撮影日を明記）</p> <p>(4) 通帳の表紙裏の写し</p> <p>（金融機関名、支店名、口座番号、カナ氏名が分かる部分）</p> <p>※ 通帳が発行されていない場合は、上記内容が分かるもの</p> <p>2 実績報告書類の審査及び調査を行い、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第6号）を申請者に通知します。</p>
	補助金の請求	<p>申請者は、補助金額の確定後、次の書類により補助金を請求してください。</p> <p>(1) 補助金交付請求書（様式第7号）</p>
取下げ等	交付決定の取消し、または補助金の返還	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部または一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定または交付を受けたとき</p> <p>(2) 要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき</p> <p>2 補助金の交付を受けた後、補助金の交付を取り消された場合、取消しに係る部分の金額を指定された期日までに返還しなければなりません。</p>
	取下げ申請の方法	<p>1 補助対象工事が中止となった場合や実績報告書の提出ができない場合は、取下げ書（様式第8号）を提出してください。</p> <p>2 受理後、取下げ通知書（様式第9号）を申請者に通知します。</p>
様式	申請書等の書式	<p>1 補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号）</p> <p>2 補助金交付決定通知書（様式第2号）</p> <p>3 変更承認申請書（様式第3号）</p> <p>4 変更承認通知書（様式第4号）</p> <p>5 実績報告書（様式第5号）</p> <p>6 補助金額確定通知書（様式第6号）</p> <p>7 補助金交付請求書（様式第7号）</p> <p>8 取下げ書（様式第8号）</p> <p>9 取下げ通知書（様式第9号）</p>